JAPANESE ASSOCIATION OF CHIROPRACTORS

カイロプラクティックオフィスにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策ガイドライン

COVID-19 Prevention and Control Guidelines for Chiropractic Offices

Ver.6

2021 年 3 月 9 日

監修　小林寅喆（東邦大学看護学部感染制御学教授）

編集　一般社団法人　日本カイロプラクターズ協会

目次

はじめに 2

I.　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の概要 3
1.　新型コロナウイルスについて 3
2.　感染経路 3
3.　症状・検査法・治療法 3

II.　カイロプラクティックオフィスでの感染リスク 4
1.　カイロプラクティックオフィスについて 4
2.　感染リスクを高める「3 つの密」 4
3.　感染リスクのあるオフィス内の場所 4

III.　カイロプラクティックオフィスでの感染症対策 6
1.　新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について 6
2.　オフィスでの取り組み 10
3.　予約時・受付時の注意事項 12
4.　施術に際しての注意事項 13
5.　来院者への対応 14
6.　緊急時の対応 15

IV.　新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト 16

参考資料 17

はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行（パンデミック）に伴い、2020年4月7日、日本政府は7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、4月16日には緊急事態宣言を全国に拡大した後、5月25日に全面解除した。2021年1月7日、政府は2回目となる緊急事態宣言を1都3県対象に発出し、1月13日に7府県を加えた11都府県に拡大した。栃木県を除く10都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）では緊急事態宣言を3月7日まで延長した後、1都3県（東京、神奈川、埼玉、千葉）の緊急事態宣言を21日まで再延長した。

WHO（世界保健機関）指針が示す通り、カイロプラクティック業務が法制化されている各国ではカイロプラクターはヘルスケア従事者とされ、カイロプラクティックオフィス（カイロプラクティックを専門とする治療院）は人々の健康に携わる医療施設とされている。日本全国で各々の業種が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じている中、国内で法的資格制度がない状況においてもカイロプラクターは新型コロナウイルス感染症の対策を含めた業務を遂行する社会的責任がある。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を参照し、東邦大学看護学部 感染制御学研究室の小林寅喆教授による監修のもと作成された。本ガイドラインは、カイロプラクティックオフィスで業務に従事するカイロプラクターを対象に、①新型コロナウイルス感染症の概要、②オフィスでの感染リスクの認識、③オフィスでの感染拡大防止の取り組み、から構成される感染症対策の提示に加え、感染拡大防止のチェックリストを提供している。

WHO（世界保健機関）指針のカイロプラクティック専門教育を履修したカイロプラクターのみならず、すべてのカイロプラクティック療法業や脊椎徒手療法を臨床に取り入れている方々にもぜひ参考にしていただければ幸いである。当会は、今後の感染状況と政府の対処方針を踏まえて本ガイドラインの随時改定を行う。

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会　役員会

I.　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の概要

1.　新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルス感染症（coronavirus disease 2019）は COVID-19 と略され、2019 年 12 月に中国湖北省武漢市で発生してから世界中に感染拡大した「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症である。「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつで、コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」を引き起こすウイルスが含まれる。コロナウイルスはエンベロープ（粒子の外側にある脂質の膜）を持つ RNA ウイルスの 1 種である。

2.　感染経路

一般的には咳やくしゃみによる「飛沫感染」と手指を介する「接触感染」で感染する。多数の集団感染（クラスター）事例を見ると、多くが閉鎖空間において近距離で多数の人と大声で会話する環境で起きている。このような環境では、ウイルスを多量に含む唾液の飛沫が飛散しやすく感染拡大のリスクが高くなる。

「飛沫感染」：　感染者がくしゃみや咳、あるいは大声で会話したり、歌ったりすると、口から細かい水滴が飛び散る（このような細かい水滴を飛沫という）。ウイルスはこのような飛沫と一緒に放出され、他の人が飛沫を浴び、そのウイルスを口や鼻などから吸い込み感染する。

「接触感染」：　感染者から排出されたウイルスが手指を介して、環境周囲のドアノブ、手すり、種々機器ボタン、スイッチなどに触れることで環境表面に付着する。そして別の者がそれらに触れ、ウイルスが手指に付着し、手指を口や鼻などにつけるとことで感染する。

3.　症状・検査法・治療法

新型コロナウイルスの症状・検査法・治療法は、厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を参照。

II.　カイロプラクティックオフィスでの感染リスク

1.　カイロプラクティックオフィスについて

カイロプラクティックオフィスの多くは独立した店舗（施術所）であり、各オフィスの代表者（院長）はスタッフを雇用しているケースが多い。スタッフは、カイロプラクターをはじめとする医療従事者やセラピスト等の施術者、および受付、事務管理、清掃等の業務担当者が含まれる。カイロプラクティックオフィス内の施術室（施術を行う部屋）は、個室形態もしくはパーテーションやカーテン等で区切る形態に分類される。

中には、診療所（クリニック）、病院、薬局、鍼灸院、接骨院、フィットネスセンター、リラクゼーションサロン等でカイロプラクティックの施術が提供されるケースもあり、その場合は該当する各業種の感染対策ガイドラインを併せて参照すること。

各カイロプラクティックオフィスにおいては、本ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むことで、感染リスクを最小限に抑えた環境下での施術を行うことができる。

2.　感染リスクを高める「3 つの密」

一般的に主な感染経路は飛沫感染および接触感染と考えられており、特に「3 つの密」と呼ばれる、①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」の 3 つの条件がそろう場所が感染拡大リスクを高めるとされている。そのため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、カイロプラクティックオフィス（施術所）では「3 つの密」を避ける環境を準備する必要がある。

特に、仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあり、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

3.　感染リスクのあるオフィス内の場所

カイロプラクティックオフィスでの飛沫感染のリスクは、換気の状況、他者との距離、大声での会話などで評価される。また接触感染のリスクは、他者と共有する備品や手が触れる場所と頻度を特定する。

1）飛沫感染のリスクがある場面

室内でスタッフと来院者、来院者同士、施術者（カイロプラクターなど）と来院者、スタッフ同士で会話する場面である。

2）接触感染のリスクがある場所

注意が必要な場所は、テーブル、椅子の背もたれ、室内専用シューズ（スリッパやサンダルなど）、施術台（カイロプラクティック・テーブル）、施術器具（アクティベータ、三角ブロックなど）、検査器具（打診器、音叉など）、脊椎模型、物理療法機器、ドアノブ、電気のスイッチ、筆記用具（ペン他）、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、水栓レバーハンドル、便座*、手すり、エレベーターのボタンなどである。

※ 新型コロナウイルスは患者の糞便中にも排泄されるので、トイレを流すフラッシュによる飛沫から便座等にウイルスが付着するリスクがある。

以下は、感染リスクのあるオフィス内の場所および場面である。具体的なオフィス内での感染症対策については、第 II 章で述べる。

感染リスクのあるオフィス内の場所や場面

	密集場所	密接場面
受付 （入口）		- スタッフと来院者が会話する場面 - パソコン機器などに接触する場面 - テーブルや椅子に接触する場面
待合室	- 来院者同士が近距離になる場所	- 来院者同士が会話する場面 - テーブルや椅子に接触する場面
施術室		- 施術者と来院者が会話する場面 - 用具や器具に接触する場面 - パソコン機器などに接触する場面 - テーブルや椅子に接触する場面
更衣室		- テーブルや椅子に接触する場面
化粧室 （トイレ）		- トイレや水回り（蛇口、水栓レバーハンドルなど）に接触する場面
休憩室 （スタッフ待機室）	- スタッフ（施術者含む）同士が近距離になる場所	- スタッフ同士で会話する場面 - 用具や器具に接触する場面 - テーブルや椅子に接触する場面

※ 密閉空間を避けるため、できるだけ各部屋の換気をよくする。サーキュレーターを使うと効果的に換気できる。

※ 具体的な換気方法については、第Ⅲ章のカイロプラクティックオフィスでの感染症対策の１．４）空間中のウイルス対策を参照

III. カイロプラクティックオフィスでの感染症対策

1. 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

※ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

１）新型コロナウイルスを減らす感染予防

① 飛沫感染の予防： 新型コロナウイルスを含む飛沫が口、鼻、眼の粘膜に侵入し、ウイルスがついた手指で口、鼻、眼の粘膜に触れることで感染する。そのため、他者との距離を確保する、会話時にマスク（医療用：サージカルマスク）を着用する。

② 接触感染の予防： 備品を消毒・除菌することで手指に付着したウイルスを減らすことができる。

※ 「消毒」は、菌やウイルスを無毒化(限りなく感染しない程度に減らす)すること。「薬機法」に基づき「医薬品・医薬部外品」の製品に記載される。

※ 「除菌」は、菌やウイルスの数を減らすこと。「医薬品・医薬部外品」以外の製品に記載されることが多い。

※ 手指などに用いる場合は、「医薬品・医薬部外品」表示の消毒・除菌製品を使用。

２）手指のウイルス対策

「衛生的手洗い」と「アルコール消毒」が推奨されている。

① 衛生的手洗い： カイロプラクティック施術者の手指は、病原体の伝播媒体となり得るので、石鹸を用いた手洗いを正しい手順でこまめに行うことで、施術者自身と、来院者を感染から防御することができる。

<u>*衛生的手洗いの手順</u>

時計や指輪を外す。蛇口をひねり、水を出したままにする。両手、両手首全体に流水を十分につける。多めに石鹸を取りできるだけ泡をたて最初に手のひらをこすり

合わせる。続いて指の間と手の甲をよくこする。続いて手をすぼめてくぼみを作り、そこに反対側の手のすべての指先と爪の先の内側を当てて、よくこすり合わせる。これを左右の手でそれぞれ行う。続いてそれぞれの親指を、反対の丸めた手で包み込んで回転させこすり合わせる。さらに親指以外の指も同様にして包み込むように回転させながらこすり合わせる。両手首を反対の手を丸め包みこみ、回転させてよくこする。最後に水道流水でそれまでの動作を意識して繰り返すようにして石鹸をよく洗い流す。(※東邦大学 手洗いのポイント～小林寅喆教授に聞く手順法～参照)

② アルコール消毒 (日本薬局方 76.9～81.4 v/v%エタノール)： 手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効である。アルコールは、ウイルスの「エンベロープ膜」を壊し無毒化する。

※ 70%以上のエタノールが入手困難な場合、60%台のものを使用してもよい。

※ アルコールに過敏な方は使用を控えること。

<u>*消毒手順</u>

速乾性アルコール製剤（例：ｱﾙｺｰﾙｼﾞｪﾙ）を適量(3mL)手のひらに受け取る。手のひら同士を擦り合わせる。指先、指の背をもう片方の手のひらで擦る（両手)。手の甲をもう片方の手のひらで擦る（両手)。指を組んで両手の指の間を擦る。親指をもう片方の手で包みねじり擦る（両手)。両手首まで丁寧に乾くまで刷り込む。

3）モノに付着したウイルス対策

以下の 5 つの手法が推奨されている。

① 熱水： 食器や箸などは熱水でウイルスを死滅させることができる。

【使用方法】80℃の熱水に 10 分間さらす。

【注意事項】やけどに注意。

② 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム)： テーブルやドアノブなどには、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム（アルカリ性)」が有効である。「次亜塩素酸イオン（CIO-)」の酸化作用などにより、新型コロナウイルスを破壊し無毒化する。

【使用方法】市販の家庭用漂白剤を、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が 0.05%になるように薄めて拭き、その後に水拭きする。

【注意事項】刺激臭があることから使用にあたっては換気を良くする。塩素に過敏な方は使用を控える。塩素ガスが発生するため酸性のものとは混ぜない。金属腐食性があるので、使用後は水拭きを推奨する。

※④の「次亜塩素酸水」とは異なる。

③　洗剤（界面活性剤）：　テーブル、ドアノブなどには、市販の家庭用洗剤の主成分である「界面活性剤」も一部有効である。界面活性剤は、ウイルスの「エンベロープ膜」を壊すことで無毒化する。9 種類の界面活性剤が新型コロナウイルスに有効(NITE 参照)。

【使用方法】有効な界面活性剤が含まれた家庭用洗剤を選ぶ。

i.　家具用洗剤の場合、製品記載の使用方法に従ってそのまま使用。

ii.　台所用洗剤の場合、薄めて使用。

（※洗剤の使い方は NITE 参照）

【注意事項】目に入らないよう注意。

④　次亜塩素酸水：　テーブル、ドアノブなどには、一部の「次亜塩素酸水」も有効である。「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸を主成分とする、酸性の溶液である。酸化作用により、新型コロナウイルスを破壊し、無毒化する。一定濃度の「次亜塩素酸水」が新型コロナウイルスの感染力を一定程度減弱させる。

【使用方法】消毒したいモノの汚れをあらかじめ落とす。

i.　拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム＊を水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水を十分に使用し、消毒したいものの表面をヒタヒタに濡らした後、20 秒以上おいてきれいな布やペーパーで拭き取る。元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましい。

＊　ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かすと、次亜塩素酸が生成され簡単に次亜塩素酸水を作ることが可能。

ii.　生成されたばかりの次亜塩素酸水を用いて消毒したいモノに流水掛け流しを行う場合、35ppm 以上のものを使用する。20 秒以上掛け流した後、きれいな布やペーパーで拭き取る。

【注意事項】塩素に過敏な方は使用を控える。

⑤　アルコール消毒（日本薬局方 76.9～81.4 v/v%エタノール））：　アルコールは、ウイルスの「エンベロープ膜」を壊し無毒化する。

【使用方法】消毒用エタノールを用いて拭き取る。

※　70%以上のエタノールが入手困難な場合、60%台のものを使用してもよい。

【注意事項】アルコールに過敏な方は使用を控える。

4）空間中のウイルス対策

新型コロナウイルス等の微粒子を室外に排出するためには、こまめに換気を行い、部屋の空気を入れ換えることが必要である。室内温度が大きく上がらない又は下が

らないよう注意しながら、定期的な換気に努める。機械換気が設備されていれば活用し、窓を使った換気を行う場合、風の流れができるよう、2方向の窓を1時間に2回以上、数分間程度、全開にする。1方向の窓しかない場合、サーキュレーターなどにより室内空気を排出することが望ましい。

※ 寒冷な場面においても、機械換気または常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度40％以上を目安）を行う。

5）空間噴霧について

世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスの消毒に関する見解の中で、室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の（空間）噴霧や燻蒸をすることは推奨されないとしている。また、米国疾病予防管理センター（CDC）は、医療施設における消毒・滅菌に関するガイドラインの中で、消毒剤の空間噴霧は、空気や環境表面の除染方法としては不十分であり、日常的な患者ケア区域における一般的な感染管理として推奨しないとしている。

新型コロナウイルス消毒･除菌方法一覧

（所定濃度での使用　*次亜塩素酸系溶液は経年劣化し効果が薄れる）

方法	モノ	手指	現在の市販品の 薬機法上の整理
水及び石鹸よる洗浄	○	○	―
熱水	○	×	―
アルコール消毒液	○	○	医薬品・医薬部外品 （モノへの適用は「雑品」）
次亜塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ水溶液 （塩素系漂白剤）	○	×	「雑品」 （一部、医薬品）
手指用以外の界面活性剤 （洗剤）	○	－ （未評価）	「雑品」 （一部、医薬品・医薬部外品）
次亜塩素酸水 （一定条件を満たすもの）	○	－ （未評価）	「雑品」 （一部、医薬品）

※ 薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品は手指消毒も可能

2. オフィスでの取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした感染症対策は、飛沫感染及び接触感染による感染経路を遮断し、「3 つの密」を避けることを中心に実施する。以下が、オフィス内の各部屋（受付・待合室・施術室・更衣室・化粧室・休憩室等）に共通する感染症対策である。

1）換気

室内温度が大きく上がらない又は下がらないよう注意しながら、定期的な換気に努める。機械換気が設備されていれば活用し、窓を使った換気を行う場合、風の流れができるよう、2 方向の窓を 1 時間に 2 回以上、数分間程度、全開にする。1 方向の窓しかない場合、サーキュレーターなどにより室内空気を排出することが望ましい。

※ 寒冷な場面においても、機械換気または常時窓開け（窓を少し開け、室温は 18℃以上を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度 40%以上を目安）を行う。

2）消毒

① 他者と共有する備品：テーブル、椅子の背もたれ、室内専用シューズ（スリッパやサンダルなど)、施術台（カイロプラクティック・テーブル)、施術器具（アクティベータ、三角ブロックなど)、検査器具（打診器、音叉など)、脊椎模型、物理療法機器などを消毒液(最適;７０～８０％消毒用エタノール)を用いて清拭消毒する。

※ 70%以上のエタノールが入手困難な場合、60%台のものを使用してもよい。

② 手が触れやすい場所：部屋の手すりやドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタン、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、水栓レバーハンドルなど上記同様に清拭消毒する。

③ 特に注意が必要な場所（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

i) 化粧室（トイレ）：

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する

ii) 休憩室（スタッフ待機室）

（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

・　一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
・　休憩スペースは、常時換気することに努める。
・　共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
・　従業員（スタッフ）が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
・　飲食時等マスク着用していない場合は会話を控え、咳エチケットを徹底する。

3）ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。さらに、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

4）検温・健康チェック

スタッフおよび来院者の体温測定ならびに健康チェックを行う。さらには来院者に対して、感染症についての問診（もしくは健康アンケートなど）を行う。

5）部屋のレイアウト

入口から人が移動する導線や待合室での来院者の着席について、感染拡大防止のためのレイアウト変更を行う。着席の際には、一定の距離を空けて向き合わないようにする。（※　椅子の間隔はできるだけ２メートル《最低１メートル以上》）

受付やレジ前において来院者との接触機会を減らすため、アクリル板やビニールガーテンを設置する。

6）消毒場所の提供

受付や待合室にアルコール系消毒液を準備したり、洗面所などで手洗いが出来る水道施設を設ける。

7）必要備品の確保

①　飛沫感染防止の備品：　マスク、アクリル板・ビニールカーテンなどの遮断壁、フェイスシールド（必要に応じて）などの PPE（個人用防護具）等の準備。

②　接触感染防止の備品：　アルコール系消毒液、ハンドソープ、自動手指消毒器（必要に応じて）、ゴム手袋（必要に応じて）、除菌シート、ペーパータオル、ウェットティッシュ、フェイスペーパー（施術台専用）等の準備。

③　検温・健康チェックの備品：　体温計もしくは非接触型体温計、健康アンケート用紙（必要であれば）等の準備。

8）スタッフ研修等

スタッフに対する事前準備として、本ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染拡大防止対策の研修を行う。

9）スタッフの体調管理

規則正しい生活とバランスの取れた食事、適切な睡眠、適度な運動を心がける。日頃から手洗いまたは手指消毒を徹底する。

１０）　スタッフの体温測定

毎日、すべてのスタッフおよび、可能であれば同居する家族の体温測定を行う。万が一、37.5 度以上の発熱等風邪の症状がある場合は自宅等で待機する。

１１）　スタッフの移動に関する感染対策

感染が流行している地域からの移動やそうした地域への移動は控えること。

１２）　その他

高齢者や持病を抱える来院者やスタッフに対しては、感染した場合の重症化リスクが高いことからより慎重で徹底した対応を検討する。また地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応についても検討をしておく。

以下の「５つの場面」は、感染リスクが高まることから、マスク着用、三密回避、室内換気を基本に、集まりは少人数・短時間にして、大声を出さず会話はできるだけ静かにするよう注意する。

（場面１）飲酒を伴う懇親会等

（場面２）大人数や長期間におよぶ飲食

（場面３）マスクなしでの会話

（場面４）狭い空間での共同生活

（場面５）居場所の切り替わり

※　感染リスクが高まる「５つの場面」（内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策）
https://corona.go.jp/proposal/

3.　予約時・受付時の注意事項

1）予約時（電話またはメール）

①　既往歴や行動範囲が不明な新規の来院者の予約を取る際には、事前に発熱等風邪の症状や感染者との濃厚接触歴や海外渡航歴について質問する。

②　来院者が発熱等風邪の症状を持っている場合、感染拡大防止のため来院いただけな

い旨の説明をし、かかりつけ医、地域の医療相談窓口、もしくは「受診・相談センター」に問い合わせるよう伝える。

2）受付時

① 来院者同士の密着を避けるため、予約枠は一定の間隔を空けるよう調整する。少なくとも 5～10 分程度の余裕をもって予約を取る。

② 新型コロナウイルスの陽性者がオフィス内で発生した際に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、来院者から連絡先等の情報を得ること。

③ 来院時に手指消毒ができるようアルコール系消毒液を受付や待合室に設置する。

④ 来院者の検温（※非接触型体温計の使用が望ましい）及び発熱、味覚・嗅覚障害、だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、風邪の症状の有無について確認を行う。

以下のア～ウいずれかに該当する来院者に対しては、かかりつけ医、地域の医療相談窓口、もしくは「受診・相談センター」に問い合わせるよう伝える。予約の際も同様の対応を行う。

ア） 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ） 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）などの基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている

ウ） 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※ 症状が 4 日以上続いたり、解熱剤を飲み続けなければならない場合。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談。

4. 施術に際しての注意事項

1）施術ごとに以下を徹底する。

① 流水と石鹸またはアルコール等の除菌消毒液による手洗い。

② アルコール等の除菌消毒液による使用器具、備品の消毒。

③ タオルや衣服（ユニフォームやガウン）は共有せず、家庭用洗剤でこまめに洗濯し完全に乾かす。

④　マスク着用を原則とし、やむを得ない事情がある場合はフェイスガード等の着用を検討する。咳エチケットを守る。

⑤　施術台（カイロプラクティックテーブル）の顔が接触する部分（ヘッドピース）にはフェイスペーパーを使用することが望ましい。
（＊タオル使用の場合は、来院者ごとに洗濯したものを使用する。）

⑥　オフィス内では外履きではなく室内専用シューズ（スリッパやサンダルなど）を履くことが望ましい。

2）正しいマスク（サージカルマスク）の着用方法

①　マスクを触る前に手洗いをする。

②　マスクが汚れていないか確認する。

③　マスクの上下・裏表を確認する。

④　鼻、口と顎を確実に覆う。

⑤　ゴムひもを耳にかける。

⑥　隙間がないよう鼻まで覆う。

⑦　マスクは触らないようにする。

3）検査および施術時の留意点

①　施術者および来院者の目、鼻、口を触らない。

②　床、靴底からの感染を防ぐため、検査や施術の際には来院者に履物を脱いでもらう。但し、消毒済みの検査専用の履物を使用する場合は除く。

③　来院者のマスク着用は、個々の来院者の状態に応じて施術者が判断する。

5.　来院者への対応

1）来院者同士が密着しないよう一定の間隔を空けて予約枠を取る。

2）待合室に来院者が密集していないよう確認する。万が一、密集する場合はしばらく経ってから来院することを勧める。

3）待合室に手指消毒液を配置し、消毒の徹底を促す。

4）トイレ（洗面所）では、流水と石鹸による手洗いができるよう準備する。手拭きにはペーパータオルを使用する。（※タオルの共有は避ける）

5）マスク着用を原則とし、やむを得ない事情がある場合はフェイスガード等の着用を

検討する。

6）可能な限りキャッシュレス決済を導入し、コイントレー等での接受を行う。

7）ホームページ、SNS、店頭掲示などで予約時の留意点（発熱等風邪の症状の際には施術をお断りする等）を呼びかけ、政府機関や自治体の通達等の情報発信体制を整える。

※ 感染拡大防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入を施術所内で説明する。なお、携帯電話の使用を控える場面では、COCOA を機能させるため、電源及び Bluetooth をオンにした上で、マナーモードにすることを推奨する。

8）感染が疑われる際には、かかりつけ医や地域の医療相談窓口、もしくは「受診・相談センター」にまずは電話で相談することを勧める。

6. 緊急時の対応

1）スタッフおよびスタッフの家族に感染の疑いが出た場合の対応

① 勤務するオフィスの代表者に連絡する。

② 感染の疑いがある本人は、かかりつけ医や医療機関、もしくは「受診・相談センター」に相談する。

③ 保健所の指示に従い行動する。

④ スタッフの感染が明らかになった場合は、各所属団体（日本カイロプラクターズ協会など）に報告する。

2）来院者が感染していた場合の対応

① 保健所から当該オフィスへ連絡が届く

② 保健所の聞き取り調査に協力する（来院者および来院日時の特定、スタッフやその他の来院者などの濃厚接触者の特定など）

③ オフィスの消毒を行う

④ 経過観察に伴いオフィス営業の判断を行う

⑤ 各所属団体（日本カイロプラクターズ協会など）に報告する

⑥ 営業を再開する

3）緊急事態宣言が発令された際の対応

・ 特定警戒都道府県のカイロプラクティックオフィスは、自治体の休業要請に従い行動する。休業要請の対象外施設と認められた場合、感染拡大防止策を講じた

うえで営業する。

- 特定警戒都道府県以外の自治体のカイロプラクティックオフィスは感染拡大防止策を講じたうえで営業する。

IV.　新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト

本チェックリストは、カイロプラクティックオフィスにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施状況について確認することを目的としている。

確認事項	チェック
1.　三つの密を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	
2.　咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	
3.　こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	
4.　こまめな手洗いや手指消毒について全員に周知し、徹底を求めている。	
5.　出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	
6.　全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。	
7.　十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	
8.　オフィス内でスタッフや来院者が触れる備品、機器等について、こまめに消毒を実施している。	
9.　オフィスでは、人と人との間に距離をできるだけ２ｍ（最低１ｍ）以上保持するようにしている。	
10. 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	
11. 風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	
12. 新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている	

参考資料

１）内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策
https://corona.go.jp/

２）首相官邸：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和３年２月２日変更)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030202.pdf

３）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告(令和２年６月４日)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/houkoku_r020604.pdf

４）内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和２年５月 29 日）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/jyoukyou_bunseki_0529.pdf

５）厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

６）厚生労働省：国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

７）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）令和３年２月６日時点版
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

８）新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

９）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

１０）　東邦大学：手洗いのポイント～小林寅喆教授に聞く手順法～
https://www.toho-u.ac.jp/nurs/lab/infection_control_lab/kango_influenza_interview2.html

１１）　国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID-19) 関連情報ページ
https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

１２）　世界保健機関（WHO）：Coronavirus disease (COVID-19) Pandemic
https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019

１３）　世界保健機関（WHO）：COVID-19 advice for the public: When and how to use masks
https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-forpublic/when-and-how-to-use-masks

１４）　WHO 神戸センター：新型コロナウイルス感染症 WHO 公式情報特設ページ
https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage
１５）　米国疾病対策予防センター（CDC）: Coronavirus Disease 2019 (COVID-19)
https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html
１６）　独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）：ホームページ
https://www.nite.go.jp/index.html
１７）　世界カイロプラクティック連合（WFC）：ホームページ
https://www.wfc.org/

カイロプラクティックオフィスにおける
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策ガイドライン

COVID-19 Prevention and Control Guidelines for Chiropractic Offices

発行　2020 年　8 月 24 日　第 1 版
2020 年 10 月 12 日　第 2 版
2020 年 12 月 16 日　第 3 版
2021 年　2 月　8 日　第 4 版
2021 年　2 月 17 日　第 5 版
2021 年　3 月　9 日　第 6 版
発行所　一般社団法人　日本カイロプラクターズ協会
〒105-0003　東京都港区西新橋 3-24-5　レック御成門川名ビル 503
電話　03-3578-9390
E-mail　info@jac-chiro.org
URL　https://www.jac-chiro.org